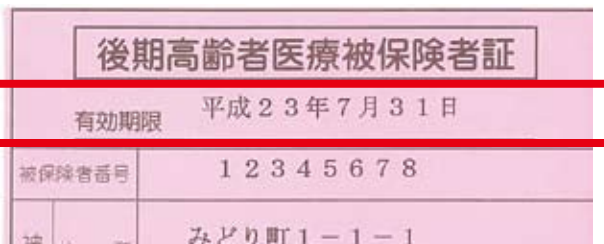


長寿医療（後期高齢者医療）制度、 被保険者のみなさまへ

平成 22 年 8 月から被保険者証が 切り替わります

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証は、8月
から新しい被保険者証に切り替わり、有効期限が平
成 23 年 7 月 31 日になります



保険料を完納している方（平成 22 年 6 月 20 日
までに完納した方）へは、新しい被保険者証を 7 月
中旬以降順次郵送いたします。

**保険料を滞納している方、または事前に窓口受
取を希望し申請されている方**は、7 月 1 日から 31
日までにうるま市役所本庁（具志川庁舎）国民健康
保険課後期高齢者医療窓口で保険証の切り替えをお
願いたします。

7 月から長寿医療（後期高齢者医療） 保険料の納付が始まります ～保険料は納期限内に納めましょう～

平成 22 年度の長寿医療（後期高齢者医療）の納
付通知書を 7 月上旬に送付いたします。最寄の金融
機関やゆうちょ銀行（郵便局）にて納めてください。

●**保険料の納付が年金天引きされている方**
納付通知書は届きませんが、年金天引き額のお知
らせ通知（ハガキ）が届きます。

●**保険料の納付が口座振替されている方**
納付通知書は届きますが、金融機関窓口等で納付
する必要はありません。各期の月末に、ご登録のあ
ります口座にて保険料が引落としになります。
※納付通知書に「あなた様の保険料は預金口座振替
です」と記載しています。

どうしても納付が難しいときは

災害やその他特別の事情により、生活が著しく困
難になり、保険料の納付が難しい場合は、納付相談
により保険料の分割納付などができる場合があります。
滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

お問い合わせ
国民健康保険課 老人医療係
☎973-3177（内線 1170・1171）

国民健康保険から のお知らせ

平成 22 年度の国民健康保険税の 納付が 7 月から始まります

平成 22 年度の国民健康保険税納税通知書を 7 月
中旬にお送りします。

最寄りの金融機関や、うるま市役所国民健康保険
課窓口にて納めてください。

【国民健康保険税の納期限】

1 期	平成 22 年 8 月 2 日
2 期	平成 22 年 8 月 31 日
3 期	平成 22 年 9 月 30 日
4 期	平成 22 年 11 月 1 日
5 期	平成 22 年 11 月 30 日
6 期	平成 23 年 1 月 4 日
7 期	平成 23 年 1 月 31 日
8 期	平成 23 年 2 月 28 日

※月末が土・日・祝祭日の場合は金融機関等の翌業
業日が納期限となるため、月に 2 度納期限が設定さ
れる月があります。

◆国民健康保険税は納期限内に納めましょう。

国保税は、みなさんの医療費にあてられる国保の
大切な財源です。必ず納期限内に納めましょう。

どうしても納付が難しいときは・・・

失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得な
い事情により、生活が著しく困難になり国保税の納
付が難しい場合は、国保税の分割納付や減免等もで
きる場合がありますので、お早めに国保課窓口まで
ご相談ください。

◆国保税の納付は口座振替がおすすめです。

口座振替にすると納め忘れの心配がありません。
また、一度手続きをすれば翌年度からも自動的に継
続されます。

—手続き方法—

預金通帳、通帳届け出印、国保税の納付書を持参
し、国保課窓口、または最寄りの金融機関窓口で
手続きをしてください。

◆高校生世代以下への短期被保険者証の交付について

国民健康保険法の一部が改正され、平成 22 年 7
月 1 日から、国保税に未納がある世帯で高校生世代
以下（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）
の方には、有効期限が 6 か月の短期被保険者証を交
付します。

該当世帯の方は**平成 22 年 7 月 1 日より**、保険証切
り替えの受付を行います。保険証をご持参の上、国
保課窓口までお越しください。

お問い合わせ
国民健康保険課 ☎973-3202